

入札の留意事項

雲仙・南島原保健組合が執行する競争入札に関する取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、雲仙・南島原保健組合契約規則（平成18年規則第12号）その他関係法令などに定めるもののほか、この留意事項の定めるところによるものとします。

●新型コロナウイルス感染拡大予防について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の対策を講じています。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

1. 入札会場のある施設内（以下「施設内」という。）に来所される際は、事前にご自身で検温の上、熱がないこと（37.5℃未満）又は平熱比1℃以下、及び、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がないことを確認し、来所いただきますようお願いいたします。
2. 次に掲げる事項に該当する方は来所を控えてください。
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
3. 施設内では、人との接触を避け、対人距離を最低1m確保してください。
4. 入札参加者は、代表者又は委任を受けた代理人のほかに1名まで参加できますが、可能な限り1名での参加をお願いします。
5. 施設内出入口及び入札会場出入口に手指消毒液を設置しています。施設内では、咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒をお願いします。

※咳エチケットとは・・・

1. マスクを着用する（口・鼻を覆う）
2. ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う（マスクがない場合）
3. 袖で口・鼻を覆う（とっさの時）

●入札への参加について

1. 入札参加者は、入札公告等、設計資料（設計図書及び参考図書。以下同じ。）及び現場並びにこの留意事項等を十分理解したうえで、時間に余裕を持って入札に参加してください。
2. 代理人が入札に参加するときは、入札案件ごとに委任状が必要です。
3. 入札参加者は、代表者又は委任を受けた代理人のほかに1名までとします。
4. 入札開始時に出席のない入札参加者及び入札執行中に入札執行者の承諾を得ないで入札会場を離れた入札参加者は、棄権したものとみなします。
5. 入札に参加するときは、使用印鑑（競争参加資格確認届出の際の使用届出印鑑。以下同じ。）を持参してください。なお、代理人が入札するときは、委任状の代理人使用印鑑（以下「代理人使用印鑑」という。）を持参してください。
6. 入札を希望しないときは、次により入札を辞退することができます。
 - （1）入札執行前であっても、入札辞退届を提出してください。
 - （2）入札執行中であっても、入札辞退届又は入札書に「辞退」と記載して、入札執

行者へ直接提出してください。

7. 「入札書」「委任状」及び「入札辞退届」は、雲仙・南島原保健組合指定様式とします。なお、各様式は、雲仙・南島原保健組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）から入手してください。
8. 「入札書」「委任状」及び「入札辞退届」には、鉛筆、シャープペンシル等訂正の容易な筆記具や修正液、修正テープを使用しないでください。
9. 入札執行中は、常に静粛し、私語は慎んでください。
10. 入札会場では、携帯電話の使用を禁止します。なお、携帯電話を持ち込む場合は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードへ設定してください。
11. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止します。
12. 不正又は妨害の行為があると認められる者の行った入札は、無効とします。
13. 入札執行者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、入札を延期、停止又は中止することがあります。なお、この場合、入札参加者が損害を受けても組合はその責めを負いません。
 - (1) 天災その他やむを得ない理由による場合。
 - (2) 談合等、不正行為の事実がある場合又はおそれのある場合。
 - (3) その他適正な入札の執行ができないおそれのある場合。

●設計資料の入手

1. 入札参加者は、該当する入札案件の設計資料を指定された期限までに、指定の方法により入手してください。
2. 設計資料を適正な方法により入手していない場合は、入札に参加できません。
3. 入手した設計資料を他人に譲渡、販売又は貸与を禁止します。また、入札金額の積算目的以外への使用も禁止します。

●入札に関する質疑

1. 入札に関し、不明な点や疑問点、確認したいことがあるときは、「設計図書に関する質問書」（ホームページに掲載）にその内容を的確に記載し、指定された期間内にファックスにより質問してください。
※入札後、入札公告等及び設計資料について不明を理由として異議を申し立てることはできません。
2. 電話による質問には回答しません。
3. 質問書に対する回答は、下記により行います。
 - (1) 雲仙・南島原保健組合ホームページに掲載します。

●入札書

1. 入札書には、入札参加資格登録の所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載してください。なお、代理人が入札するときは、代理人の氏名も記載してください。
2. 入札書には、届け出た使用印鑑を押印してください。なお、代理人が入札するときは、代理人使用印鑑を押印してください。

3. 入札書には、入札公告等に記載している工事番号、工事名及び工事場所を記載し、誤字、脱字、記載漏れ等がないように十分注意してください。
4. 入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額とします。
5. 入札書に記載した金額の訂正は認められませんので、金額の記載は誤りがないよう十分注意してください。
6. 入札書の記載事項を訂正する場合（金額の訂正は除く。）の訂正印は、届け出た使用印鑑を押印してください。なお、代理人が入札するときは、代理人使用印鑑を押印してください。
7. 入札書は、入札用封筒に入れて提出してください。なお、入札用封筒には、工事番号、工事名、入札参加者の住所、氏名を記載してください。
8. 入札書提出後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

●工事費内訳書

1. 工事費内訳書様式は任意としますが、工事費内訳書の表紙はホームページより入手し商号又は名称並びに代表者氏名、住所、発注者名、工事番号、工事名及び工事場所を記載してください。
2. 工事費内訳書には、数量書に掲げる工事種目並びに各工事種目に対応する科目別内訳書及び細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したものを記載するものとし、原則一式表示は認めません。
3. 工事費内訳書の合計額は、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）を設けないもので記載してください。
4. 提出された工事費内訳書は、返却しない。

●無効入札

1. 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
2. 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
3. 入札書に記名押印がないとき、その他必要な事項を確認できないとき。
4. 入札書の首標金額が訂正されているとき。
5. 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
6. 入札者が法令の規定に違反したとき。
7. 入札者が連合して入札したとき。
8. 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
9. 入札者が管理者の定めた入札条件に違反したとき。
10. 工事費内訳書の提出が必要な場合において、工事費内訳書の提出がないとき。
11. その他入札に関する条件に違反したとき。

●最低制限価格

1. 最低制限価格の設定については、雲仙市建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理要綱（平成29年雲仙市告示第1号）の規定を準用する。

●制限付一般競争入札（事後審査型）の落札候補者通知及び開札結果公表

1. 開札後、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者（落札候補者）に、「落札候補者決定通知書」を通知します。
2. 開札結果については、ホームページにて公表します。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

●落札者の決定

1. 制限付一般競争入札（事後審査型）は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、資格等の書類審査の後、落札者を決定します。
2. 落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者又は落札候補者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。
3. 落札者には落札者決定通知書を渡しますので、速やかに契約に必要なことについて打ち合わせを行ってください。

●契約保証金

1. 落札者は契約を締結するとき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前に納付しなければなりません。
2. 国債、地方債、管理者の承認した有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。
3. 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - (1) 雲仙・南島原保健組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
 - (2) 金融機関又は保証事業会社の保証を提供したとき
 - (3) 公共工事履行保証証券を提供したとき
4. 契約保証金（これに代わる担保を含む。）は、契約の目的物の引渡し後に所定の手続きを経て返還します。

●契約の締結

1. 落札者は、落札決定連絡票又は落札者決定通知書に示す期限までに契約書及び必要書類を提出しなければなりません。期限を過ぎての契約書等提出は、原則受け付けられませんので、十分注意してください。

※入札会場に持参するもの

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①入札書（予備も含む。） | ⑤届け出た使用印鑑又は代理人使用印鑑 |
| ②見積書（必要に応じ。） | ⑥工事費内訳書（必要に応じ。） |
| ③入札書提出用封筒 | ⑦その他（入札に必要なもの。） |
| ④委任状（必要に応じ。） | |

●請負代金の支払条件

1. 前金払は、請負代金の額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額）の10分の4以内の額とする。
2. 請負代金の額が1,000万円以上の工事においては、契約締結時に、工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
 - ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金の額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額）の10分の2以内の額とする。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額は、請負代金の額の10分の6以内の額とする。
 - イ 部分払を選択した場合において、請負代金の額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額）が1,000万円以上となる場合は、部分払の支払い回数は、1回とする。

●その他

1. 落札者は、下請人と契約したときは、直ちに管理者に対して、雲仙市建設工事執行規則第21条を準用し下請企業使用報告書を提出しなければならない。
2. 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由により管理者の承認を受けた場合は、変更することができる。

●問合せ・提出先

〒854-0515

雲仙市小浜町北野298番地

雲仙・南島原保健組合

Tel 0957-74-3822 Fax 0957-74-3823